平成２９年（フ）第７８号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート15棟305号
債務者　門間　直嘉
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７９号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート15棟３－５号
債務者　門間　綾香
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８９号
茨城県ひたちなか市大字堀口162番地１　アメニティヒルズ106号
債務者　松永　未来
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
群馬県太田市新田市野井町333番地１
債務者　奈良　　徹
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３７号
群馬県太田市新田市野井町333番地１
債務者　奈良　京子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４０号
群馬県邑楽郡大泉町坂田２丁目21番33号　コーポアドニス103号
債務者　亀山　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２９０号
京都市北区紫竹上本町19番地
債務者　北岡　祥子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
京都市西京区川島粟田町３番地１　ジュン・パルティール　205号
債務者　吉住　輝俊
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
和歌山県田辺市新庄町151番地
債務者　川野　　敦
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５号
香川県三豊市高瀬町下勝間1987番地１
債務者　豊田　泰正
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第４８号
香川県木田郡三木町大字田中2728番地３
債務者　谷脇　史子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８号
香川県丸亀市郡家町1393番地17
破産者　石原　　**惠**
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７７５号
仙台市若林区若林５丁目１番33号　加藤アパート201
破産者　森　　英雄
1　破産債権の届出期間　平成29年５月25日まで
2　一般調査期日　平成29年６月23日午後１時20分
平成29年４月25日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目29番11号
破産者　泊　みゆき
1　破産債権の届出期間　平成29年５月26日まで
2　一般調査期日　平成29年７月６日午後１時30分
平成29年４月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目86番地の６、開始決定時の住所愛知県瀬戸市若宮町３丁目117番地の３
破産者　長谷部益大
1　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
2　一般調査期日　平成29年７月14日午前10時30分
平成29年４月26日　　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
神戸市北区谷上西町25番５－302号、従前の住所兵庫県宝塚市山本台３丁目16番１－707号
破産者　植村　直樹
1　破産債権の届出期間　平成29年５月30日まで
2　一般調査期日　平成29年６月27日午前10時
平成29年４月25日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４０号
埼玉県蕨市中央２丁目14番９号
破産者　川島　由華
1　破産債権の届出期間　平成29年５月31日まで
2　一般調査期日　平成29年６月19日午後３時45分
平成29年４月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１８号
埼玉県加須市北小浜264番地１　ラヴィ・ドリーム107
破産者　木村　和正
1　破産債権の届出期間　平成29年５月31日まで
2　一般調査期日　平成29年６月20日午前10時30分
平成29年４月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係